茨城大学全学教職センター研究論集(2023), 24-32

小・中学校学習指導要領音楽科における内容と教育方法に関する一考察

――器楽の活動を中心に――

野津雄太*・ 田中宏明**・ 藤田文子***

(2023 年 10 月 31 日受理)

A Consideration of the Contents and Educational Methods Related to the Music Department of the Elementary and Junior High School Curriculum Guideline
―Mainly on an Activity of the Instrumental Music―

Yuuta NOTSU and Hiroaki TANAKA and Ayako FUJITA

キーワード:学習指導要領音楽科, 器楽, リコーダー, 教育法, 知識・技能

本稿では小学校及び中学校学習指導要領音楽編の中から器楽の活動に焦点を当て、各学年の教科書における採択教材や文言にどのように反映されているのかを分析する。学習指導要領の中で新たに示された 3 点、「思考力、判断力、表現力等」、「知識」、「技能」、に関する資質が高まるよう、児童や生徒をどのような教育方法で導くのかが重要である。教科書では小学校 3 年生から器楽の活動の一つとしてリコーダーを扱う。音色や響きに気を付けて、楽器を演奏する技能や、音を合わせて演奏する技能は、学年が進んでも共通する学習目標となっている。器楽の教育法として、リコーダー二重奏の教材、クリーガー《メヌエット》の楽譜をとりあげ、和声と音程の見地から学習指導要領が求める知識や技能とは何かを考察する。

はじめに

平成 29 年 3 月に学校教育法施行規則の一部改正と小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の改訂が行われた。これらは、「平成 20 年の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること」（文部科学省　2018）[1] を基本方針としている。これは新たに示された「思考力、判断力、表現力等」、「知識」、「技能」、に関する資質が高まるよう児童や生徒をどのような教育方法で導くか、である。また、板橋・藤田（2021）は、「音楽に

*公益財団法人新日本フィルハーモニー交響楽団　　**茨城大学教育学部　　***茨城大学教育学部

対する感性を働かせることによって音楽科の学習は成立する。そのためには音楽を形づくっている要素の知覚・感受を支えとして音や音楽を捉えることが重要になる」と述べている[2)]。

本稿では小学校及び中学校学習指導要領音楽編の中から器楽の活動に焦点を当て、各学年の教科書における採択教材や文言にどのように反映されているのかを分析する。そして音楽を形づくっている要素の知覚・感受として具体的に何を捉えるべきかを、教育方法について考察する。

（本稿は、「はじめに」の 1、2 頁を野津・田中・藤田で共同執筆し、2 頁から 9 頁までを野津が執筆した。）

1. 小学校学習指導要領音楽科

学習指導要領解説の音楽編によると、内容の構成について以下のように、

> 音楽科の内容は、「A 表現」、「B 鑑賞」及び［共通事項］で構成している。
> 「A 表現」と「B 鑑賞」は、音楽を経験する二つの領域である。「A 表現」は、歌唱、器楽、音楽づくりの三つの分野からなる。「B 鑑賞」は、それ自体が一つの領域である（文部科学省 2018）[3)]。

と述べている。本稿ではこの中から「A 表現」の器楽の内容を中心に述べてゆく。

西洋の音楽史をたどると、中世とルネサンス時代の音楽は歌唱に始まり、その形態も単旋律から徐々に複数の声部が重なり合い、和声がだんだんと構築されていった。最初の器楽のための楽曲は、バロック時代に入る 1597 年に発表されたガブリエリ《ピアノとフォルテのソナタ》である。歴史からも明らかなように、人間は音楽を奏でるために先ず歌を歌い、やがて器楽の奏法を身につける。

学習指導要領が掲げる器楽の活動とは、「楽器で、曲の表現を工夫し、思いや意図をもって演奏するもの」（文部科学省　2018）[4)] である。内容は以下のように構成している（文部科学省 2018）[5)]。

ア　曲の特徴にふさわしい器楽表現を工夫し、思いや意図をもつこと。
イ　次の（ア）及び（イ）について理解すること。
　（ア）　曲想と音楽の構造との関わり
　（イ）　多様な楽器の音色や響きと演奏の仕方との関わり
ウ　思いや意図にあった表現をするために必要な次の（ア）から（ウ）までの技能を身につけること。
　（ア）　聴奏・試奏の技能
　（イ）　音色や響きに気を付けて、楽器を演奏する技能
　（ウ）　音を合わせて演奏する技能

上記のアイウでは、これまでの学習指導要領の内容を整理し、新たに３点にまとめている。ア　では「思考力、判断力、表現力等」、イ　では「知識」、ウ　では「技能」、に関する資質・能力を身につけることを目指す構成となっている。

2. 小学校音楽科の教科書での扱い

本項では文部科学省検定済み教科書の中から『小学生の音楽』（教育芸術社）をもとに考察を進めてゆく。器楽の活動について、教科書によると小学校3年生でソプラノ・リコーダーを初めて扱う[6)]。児童にとって一番身近な管楽器である。ちなみに他の管楽器について教科書では、3年生で金管楽器のトランペット、トロンボーン、ホルン、チューバを、4 年生で木管楽器のフルート、オーボエ、クラリネット、ファゴットを取り扱っている。これらは前項の器楽の活動で述べた「（イ）多様な楽器の音色や響きと演奏の仕方との関わり」に該当し、リコーダーの取り扱いとも密接に関わっている。

教科書の表紙をめくるとすぐに、「3年生の学習　1年間でこんな学習をするよ。」と子供の目を引くイラストで掲げている。その中の「えんそうする」の項目では、

・きれいな音でリコーダーをふく

・たがいの音をきき合って合奏する

とある。これは前項の学習指導要領の（イ）音色や響きに気を付けて、楽器を演奏する技能、（ウ）音を合わせて演奏する技能、にあたり、これらはリコーダーの項目「リコーダーのひびきをかんじとろう」として教科書で10ページという、かなり多くの紙面を割いている。内容は先ずリコーダーの楽器の構造から演奏の仕方、楽器の支え方、音穴の閉じ方を経て、音の出し方へと一連の流れに乗って丁寧に説明がなされている。教科書で取り扱っている他の管楽器、例えばフルートの教育法では導入段階で、楽器の構造として、頭部管・中部管（胸部管）・足部管と3つの管を結合させて一つの楽器となるという説明に始まり、楽器の支え方、音の出し方、基礎練習へと進むところなど、リコーダーの教育方法と共通している[7)]。

同じように小学校4年生の教科書の「4年生の学習　1年間でこんな学習をするよ。」の「えんそうする」では、

・せんりつのとくちょうを生かしてえんそうする

・楽器の音色に気をつけて合奏する

となり、リコーダーに特化した文言ではなくなる。しかしながら以下のようにリコーダー二重奏を取り扱う教材も存在する。

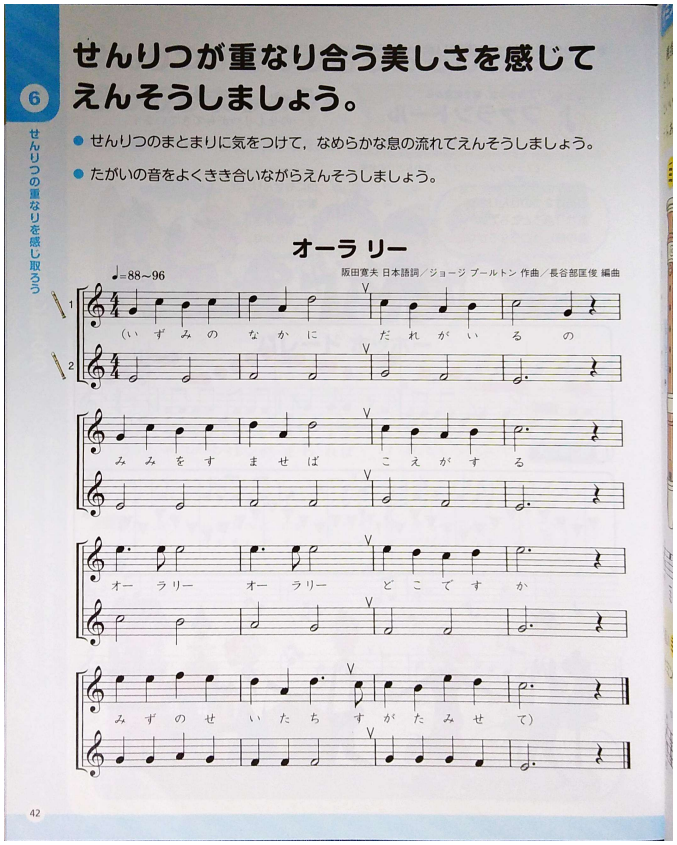

【譜例１】小学生の音楽４　より《オーラ　リー》[8)]

ここでは、「せんりつのとくちょうを生かしてえんそうする」に関連する教材ついて考察する。この曲は小学校第 3 学年及び第 4 学年で取り扱うことになっている、ハ長調の楽曲である。2 つの旋律は高音で比較的に広い音域を奏でる 1 パートと、低音で狭い音域での進行で和声の土台をつかさどる 2 パートで構成されている。これが「せんりつのとくちょう」である。【譜例 1】に記された「せんりつのまとまり」とは 4 小節ごとのフレーズを指している。旋律については、「出発音・引力関係の中心音・最終音が旋律線としてどのように形作っているか」（田中　2021）[9)] を考えなくてはならない。この楽曲の 1 パート第 1－4 小節では、出発音が G 音、引力関係の中心音が第 2 小節第 3 拍の D 音、最終音が第 4 小節第 3 拍の G 音となる。これをどの程度の音量や音質で演奏するのが望ましいかを教師は範奏し、児童はフレーズを感じ、滑らかな息の流れで演奏できるように指導しなくてはならない。

6 年生の教科書になると、「6 年生の学習　1 年間でこんな学習をするよ。」の「演奏する」では、

・和音のひびきを感じ取って合奏する

・パートの役割を生かして合奏する

となる。ここで扱っている《メヌエット》を題材にし、考察する。

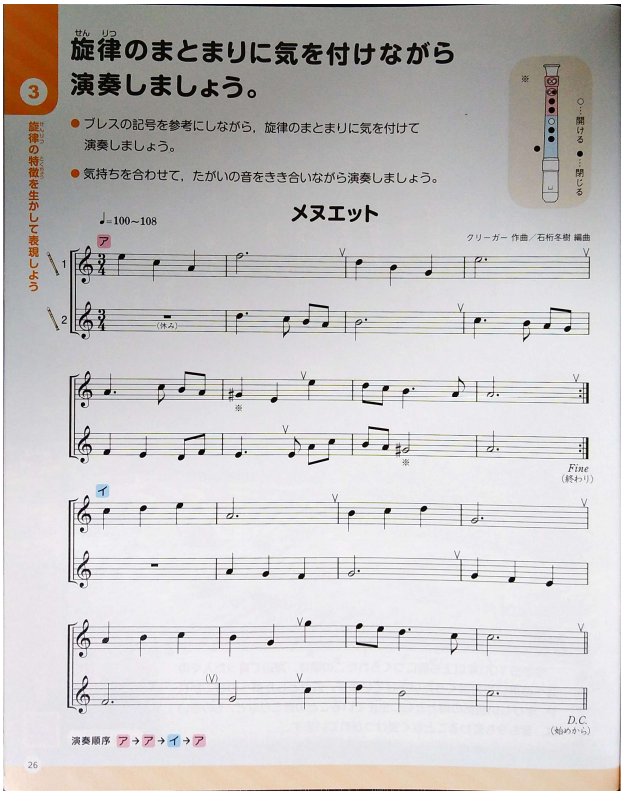

【譜例2】小学生の音楽６　より《メヌエット》[10)]

この楽曲の調性は小学校第5学年及び第6学年で新たに取り扱うことになっている、イ短調である。バロック期の作曲家クリーガーの原曲では低声部は高声部と同じような流れで、主に2小節単位のゆったりとした順次進行音階フレーズでまとまっている。2 本のソプラノ・リコーダーのために教科書用に編曲されたこの教材は、低声部は原曲よりも8分音符音形の動きが多く、主旋律をつかさどる高声部のオブリガード的な役割を果たし、響きや音色に原曲とはまた一味異なる彩りを添えている。

3. 中学校学習指導要領音楽科

中学校学習指導要領では小学校学習指導要領と同様に、今回の改訂で新たに、内容の構成について「思考力、判断力、表現力等」、「知識」、「技能」に分類して整理し、告示された。器楽の活動について中学校第1学年の目標と内容では、

ア　器楽表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、器楽表現を創意工夫すること。

イ　次の（ア）及び（イ）について理解すること。

（ア）曲想と音楽の構造との関わり

（イ）楽器の音色や響きと奏法との関わり

と述べられている（文部科学省　2018）[11)]。上記の　ア　からも明らかなように、中学校では「創意工夫」という文言が加わった。器楽表現における創意工夫とは、「曲に対する自分のイメージを膨

らませたり他者のイメージに共感したりして、音楽を形づくっている要素の働かせ方などを試行錯誤しながら、表したい器楽表現について考え、どのように器楽表現をするかについて思いや意図を持つこと」（文部科学省　2018）[12] である。これは生徒により主体的な表現を促せるようにすることが求められていると考える。イ　の（ア）は小学校と同一であるが、（イ）の冒頭では小学校での「多様な」が無くなり、「演奏の仕方」が「奏法」になり、技能の習得をより一層目指す文言となっている。

では、実際の授業の中で創意工夫することとは、具体的にはどう捉えたらよいのだろうか。例えば、リコーダーを用いた学習において、「軽快さがあり、はずんだ感じの曲である」というイメージを持つとする。これを表現するために、具体的に音の長さや発音の仕方について様々な演奏を試す中で、音の長さを短めにしたり、どの音域でも明確に発音ができるように演奏したい、などという思いや意図を持ち、それを演奏に生かそうとすること、その過程ではなかろうか。

4. 中学校音楽科の教科書での扱い

中学校になると音楽の教科書は、表現分野の「歌唱」と「創作」を扱う「中学校の音楽」[13]、「器楽」を扱う教科書「中学校の器楽」[14] に分冊される。器楽の活動では、小学校でのソプラノ・リコーダーに加えて、新たにアルト・リコーダーが加わる。これによってリコーダー二重奏の音域が広がり、前述の小学校第６学年での教科書の教材、クリーガー《メヌエット》が原曲の楽譜で合奏ができるようになる。ちなみにアルト・リコーダーの導入教材として以下の楽曲が掲載されている。

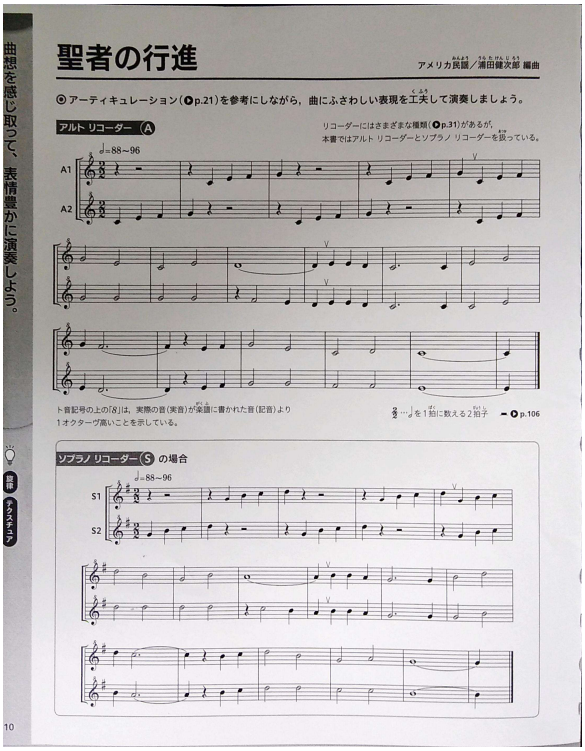

【譜例３】中学生の器楽　より《聖者の行進》[15]

前項で「創意工夫すること」について、リコーダーの演奏における、フレーズの中での各音の長さや発音の仕方について言及した。次に、イ　の（イ）「楽器の音色や響きと奏法との関わり」にも着目したい。

これは小学校学習指導要領では「多様な楽器の音色や響きと演奏の仕方との関わり」との記述であるのに対し、中学校では「演奏の仕方」から「奏法」に文言が置き換わっている。これはスラーの切れ間やブレスなどでフレーズを区切るというところからさらに一歩踏み込んで、拍頭がずれることにより生じるフレーズのアーティキュレーションの変化等、より細かなニュアンスを器楽の活動に求めていることを意味するのである。【譜例3】のこの楽曲においてもアーティキュレーションの工夫について取り上げている。ここでは冒頭の4小節でスタッカート奏法とポルタート奏法について例示されており、実際に異なる二つの奏法で演奏し、それぞれの奏法における表情の違いを自ら感じ取ることを促している。これは前項からの「創意工夫すること」に関連しているのである。

5. 器楽の教育法

これまでに学習指導要領をもとに器楽の活動においてすべきことを考察してきた。しかし具体的教材を用いた教育的な目標や教育法については、指導要領の性格上、ある程度広く解釈できるよう編纂されている。ここでは、リコーダー二重奏について言及してみる。

前述の小学校3年生の教科書での学習内容に、

・きれいな音でリコーダーをふく

・たがいの音をきき合って合奏する

とある。また、小学校6年生の教科書での学習内容には、

・和音のひびきを感じ取って合奏する

・パートの役割を生かして合奏する

と記述されている。これらの内容から筆者は、リコーダー二重奏において先ず修得すべき知識は「和声」、技能は「正確に音程を作り出すこと」であると結論付けた。前述の【譜例2】クリーガー《メヌエット》をもとに検証する。

同時に音が2つ以上重なると、そこに音程（ピッチ）が生じ、さらに和声が生じる。音程を合わせる資質・能力が「技能」であり、和声進行を認識するために必要となるのが「知識」である。音程は大まかに分けると1度・4度・5度・8度の完全協和音程、3度・6度の不完全協和音程、2度・7度の不協和音程がある。

先ず、和声についてである。この曲が作られたバロック時代に確立した通奏低音からも明らかなように、基本形や転回形を含めた和音コードは、建造物の土台に当たる、一番低い声部の音の進行によって決定される。この楽曲の各小節の1拍目ごとの重音の音程について進行をたどってみる。

第1小節は単音。第2-7小節は全て3度、第8小節は1度（終結和音）となっている。ハ長調に転調する中間部、第9小節は単音。第10-13小節は1度と3度が交互に出現し、第14-15小節は3度、ハ長調の終結部である第16小節は1度となっている。

バロックの前の時代、ルネサンス期では人の声で3度と6度の重音を美しく響かせる概念が生ま

れた。3 度と 6 度の重音は響き的に大変安定しており、器楽演奏の経験が浅いものでも比較的音程を取りやすい。この曲はそれぞれのフレーズの最初の拍頭が先述の安定した 3 度になるように書かれている。また、一つのフレーズのまとまりがほぼ 2 小節単位となっており、正しくフレーズを意識したブレスを取ることで規則的なまとまりが生まれる。このことからも、この楽曲で目指すところは、各小節の第 1 拍の響きの移り変わりを良く聴き、息ムラのない、安定したきれいな音でリコーダーを吹き、互いの音を注意深く聴き合って合奏することである。これはほんの一例に過ぎないが、このように幅広い音楽経験の差異がある生徒を対象とした授業で、指導教員が注意深く楽曲の編曲の意図を読み取り、注意深く他者の音を聴き、自ら美しい響きを作っていく積極的な学びを導くことが、学習指導要領が音楽科授業に求めている課題なのである。

おわりに

本稿では小学校と中学校の教科書と学習指導要領をもとに、各教材がどんなことを目標にしているかを譜例をもとに考察してきた。昨今義務教育の課程では、主要教科の授業に時間をかけるために芸術科目の時間数が減少していると聞く。筆者自身、演奏をする際、フルートという独奏時には単音のみの音しか出せない楽器ではあるが、オーケストラや室内楽で仲間の演奏者たちと協和し合った瞬間の喜びは筆舌に尽くしがたい。数少ない授業時間の中、生徒たちが音楽を通して仲間と協和する喜びを体験するために、すでに用意されている教材を注意深く読み取り、いかに活用するかということが指導者に求められていると感じた。教科書には極めて平易な言葉で書かれていることを、学習指導要領と照らし合わせることで、今まで以上に深くその意図を掘り下げてみたいという興味がわいた。例えるならシンプルだからこそ奥深い、モーツァルトの楽曲の様である。

注

1) 文部科学省. 2018.『小学校学習指導要領(平成 29 年告示)解説　音楽編』, 3, (東洋館出版社).
2) 板橋幸子・藤田文子. 2021.「中学校学習指導要領の音楽科に関する内容と教育方法の特色と課題」『茨城大学全学教職センター研究報告(2021)』, 210.
3) 前掲 1) , 21.
4) 前掲 2) , 22.
5) 前掲 3) , 23.
6) 小原光一ほか. 2022.『小学生の音楽　3』, (教育芸術社).
7) 野津雄太. 2018.「演奏に役立つ One Point Lesson フルート　楽器の組み立て方と支え方」『バンドジャーナル 2018 年 7 月号』, 105, (音楽之友社).
8) 小原光一ほか. 2022.『小学生の音楽　4』, 42, (教育芸術社).
9) 田中宏明. 2021.「バルトーク校訂版バッハ《平均律クラヴィーア曲集》から読み取れるピアニズム―原典版：その奥にあるものを具体的に伝える手法ー」『音楽表現学　Vol. 19』, 80, (日本音楽表現学会).

10）小原光一ほか．2022.『小学生の音楽　6』, 26,（教育芸術社）.
11）文部科学省．2018.『中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説　音楽編』, 43,（教育芸術社）.
12）前掲 11）, 44.
13）小原光一ほか．2022.『中学生の音楽　1』（教育芸術社）.
14）小原光一ほか．2022.『中学生の器楽』（教育芸術社）.
15）前掲 14）, 10.